

第7次長野市行政改革大綱 (素案)

平成30(2018)年度～平成34(2022)年度

平成29(2017)年○月

長野市

目次

1	新たな行政改革大綱の策定に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 策定の趣旨	
	(2) 行政改革のこれまでの取り組み	
	(3) 本市を取り巻く課題と目指す姿	
	課題1 人口減少、少子高齢化の進行と厳しい財政状況	
	課題2 複雑・多様化する地域課題と市民ニーズへの対応	
	課題3 公共施設の活性化・簡素化・最適化及び行政組織の最適化	
2	行政改革の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(1) 基本方針	
	ア) 公共サービスにおける協働・連携の推進	
	イ) 持続可能な財政運営の推進	
	ウ) 効果的・効率的な行政運営の推進	
	エ) 人材の育成と組織体制の整備	
	(2) 期間	
3	基本方針に基づく取組・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(1) 取組実施にあたっての5つの視点	
	(2) 基本方針に基づく取組項目	
	・市民等との協働・連携	
	・民間活力の活用	
	・歳入確保への取組	
	・歳出削減への取組	
	・業務と職員数の最適化	
	・ICTの利活用	
	・職員の意識改革、能力向上	
	・組織の活性化	
4	推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(1) 行政改革に対する意識の徹底	
	(2) 実施計画の策定と進捗管理	
	(3) 実施計画などの公表	

1 新たな行政改革大綱の策定に向けて

(1) 策定の趣旨

今日の社会情勢は、人口減少や少子・高齢化が急速に進行するとともに、市民や地域のニーズ等が複雑・多様化する中、財政面では、税収の減少や社会保障費をはじめ、公共施設等の老朽化問題への対応などの財政需要の増大が見込まれます。

将来にわたり、適切な公共サービスを提供できるよう、本市を取り巻く環境変化・課題に的確に対応しながら、これまでの行政改革大綱の理念を継承し、引き続き持続可能な財政基盤の確立と簡素で効率的な行政経営に取り組まなければなりません。

そのためには、前例踏襲主義からの脱却、コスト意識の徹底、行政が担うべき役割の再確認、新たな発想など、公共サービスを支える私たち職員が改革意識を強く持つ必要があります。

平成 29 (2017) 年度から平成 38 (2026) 年度までを期間とする本市の最上位計画である第五次長野市総合計画は、市民の皆さんと共に「幸せ実感都市『ながの』」の実現を目指しています。新たな総合計画を着実に推進していくためには、政策の実現を支える財政基盤の確立と限られた経営資源で最大の効果を得られる行政運営が必要です。

そのため、第 6 次長野市行政改革大綱の実施期間が満了することを受け、不断の行政改革に取り組んでいく指針として、平成 30 (2018) 年度を初年度とする第 7 次長野市行政改革大綱を策定しました。

(2) 行政改革のこれまでの取り組み

本市は、昭和 38 (1963) 年の家庭ごみ収集業務の一部委託に始まり、飯綱高原スキー場管理運営の委託、また支所業務の本庁への統合などの行政改革に取り組んできました。

その後、昭和 56 (1981) 年に行政制度改善委員会を設置して組織・機構や事務事業の全面的な見直しをしたほか、昭和 60 (1985) 年以降、6 次にわたり行政改革大綱を策定して、継続的に取り組んできました。

具体的には、行政評価の実施、業務の電子化・情報化の推進、指定管理者制度の導入、P F I¹事業による温泉利用施設の整備、外郭団体の見直し、利用者負担の見直し、簡素で効率的な組織・機構の整備と職員数の適正管理、保育所の民営化などの改革を推進して、時代の変遷とともに変化する市民ニーズに対応し、様々な行政課題の解決に取り組んできました。

(3) 本市を取り巻く課題と目指す姿

課題1 人口減少、少子高齢化の進行と厳しい財政状況

人口減少と少子・高齢化の進行は、全国的な課題となっていますが、本市は、平成12(2000)年に387,911人と人口のピークを迎えて以降、全国的に見ても早く減少が始まり、平成72(2060)年には25万人を割り込むことが見込まれています。

人口減少、特に生産年齢人口の減少によって市税収入の落ち込みが見込まれる一方、高齢化の進行等によって医療や介護などの社会保障費の増加が見込まれ、中長期的に市の財政への大きな影響が懸念されます。

また、国においては、経済・財政一体改革の着実な推進を図るため、「経済・財政再生計画」に基づいて歳出・歳入両面の見直しが行われており、市の地方交付税²についても影響が懸念されます。

このため、質の高い公共サービスを安定的に提供していくために、これまで以上に効果的で効率的な行財政運営に取り組んでいく必要があります。

【目指す姿】

- 安定的な行政サービスが提供される持続可能な財政運営が行われている。

課題2 複雑・多様化する地域課題と市民ニーズへの対応

人口減少と少子・高齢化の進行、生産年齢人口の減少により、地域コミュニティの機能低下、地域経済や産業基盤が脆弱化することで、地域の活力が低下することが懸念されます。

そのため、行政、市民、地域コミュニティ組織、NPO³、民間企業など多様な担い手と連携して持続可能な協働のまちづくりを推進する必要があります。

また、価値観や生活様式の変化・多様化に伴い、公共サービスへの市民ニーズも複雑・多様化しており、市民ニーズを適切に把握する必要があります。

【目指す姿】

- 行政、市民、地域コミュニティ組織、NPO、民間企業など多様な主体による協働のまちづくりが推進され、暮らしやすい地域社会が形成されている。
- 市政情報を迅速に分かりやすく提供するとともに、多くの市民意見を市政に活用されている。
- 市民ニーズを踏まえた行政サービスが継続して提供されている。

課題3 公共施設の活性化・簡素化・最適化及び行政組織の最適化

本市では、昭和40年代から昭和50年代にかけて、急激な人口の増加、市民生活の質の向上などに対応するため、小・中学校や市営住宅、公民館など多くの公共施設を整備してきました。また、平成10（1998）年の冬季オリンピック・パラリンピック開催に伴い、大規模施設や都市インフラが整備されました。さらに、平成の二度の合併に伴い、本市の施設保有量は、全国的に見ても多い状況にあります。

今後、多くの公共施設や都市インフラが老朽化し、改修や更新費用の増大などが見込まれることから、量と質の両面から計画的な見直しが必要となっています。

また、社会経済状況の変化や新たな仕組み、制度改正などに対応し、質の高い公共サービスを継続的に提供していくために、職員の能力を十分に引き出すと共に、前例にとらわれないよう一層意識を変革していく必要があります。

【目指す姿】

- 将来にわたり、真に必要な公共施設サービスが持続的に提供されている。
- 職員の職務に対する意欲と能力が高まり、職員の適正配置と市民ニーズに的確かつ柔軟に対応した組織づくりがされている。

2 行政改革の基本的な考え方

（1）基本方針

目指す姿を実現するために、次の4つの基本方針を定め、行政改革に取り組みます。

ア) 公共サービスにおける協働・連携の推進

市民やNPO、住民組織などによる市民・地域活動を促進し、民間企業や大学等も含めた多様な主体との協働・連携の取組を推進します。

イ) 持続可能な財政運営の推進

歳入の積極的な確保を図るとともに、限られた行政経営資源を最適に配分し、「最小の経費で最大の効果」を発揮させ、将来に向けて持続可能な財政基盤を構築します。

ウ) 効果的・効率的な行政運営の推進

成果（アウトカム⁴）に基づく評価による事務事業の見直しを実施し、「選択と集中」による効果的・効率的な行政運営を推進します。

工) 人材の育成と組織体制の整備

職員の意識改革と能力向上に向けた各種研修等の実施や、地域課題や市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる組織体制の見直しと職員の適正配置に取り組みます。

(2) 期間

平成 30 (2018) 年度から平成 34 (2022) 年度までの 5 年間とします。

3 基本方針に基づく取組

(1) 取組実施にあたっての 5 つの視点

「市民目線」、「市民協働」、「コスト意識」、「スピード感」及び「説明責任」の 5 つの視点を持って、行政改革に取り組みます。

	視点	説明
1	市民目線	市民感覚に基づく視点で市民ニーズを的確に把握し、市民に寄り添ったきめ細やかなサービスを行い、市民満足度の向上を目指します。
2	市民協働	市民と行政とが互いを理解し合い、対等な立場でそれぞれの特性や長所を発揮し、共通の目的の達成を目指します。また、創意工夫とノウハウ等を結集して新たな価値を創り出します。
3	コスト意識	費用対効果の検証、事業の選択と集中などにより最小の経費で最大の効果を発揮することを目指します。また、自主財源の確保に努めます。
4	スピード感	業務の優先順位付けを行い、迅速な決断と対応に努めるとともに、従来の縦割り行政からの脱却と庁内連携を一層推進し、課題の先送りをしない意識を持って業務にあたります。
5	説明責任	様々な手段・媒体による情報発信を積極的に行うことで、透明性を確保するとともに、適時・的確な情報提供を行い、市民に分かりやすく公正で開かれた市政運営を行います。

(2) 基本方針に基づく取組項目

本格的な人口減少の到来を迎え、社会全体が変革期にあること、公共サービスの提供においても危機感を持って、基本方針に沿って取り組んでいきます。

基本方針 ア) 公共サービスにおける協働・連携の推進

i) 市民等との協働・連携

住民自治協議会、NPO、企業など多様な主体がそれぞれの特性を生かしながら、相互に協働・連携して行政課題の解決を推進します。

市民ニーズを的確に把握し、市民が市政に参画できるように、迅速で分かりやすい行政情報の提供を行い、市民と行政との相互理解を深めます。

【主な事項】

- ◆住民自治協議会、NPO、企業などとの協働・連携
- ◆地方公共団体間の連携
- ◆地域コミュニティ組織の運営と活動への支援
- ◆様々な手段・媒体を有効活用した行政情報の提供

ii) 民間活力の活用

民間の資金、技術的能力、経営能力などの活用を図り、行政サービスの向上、コストの縮減を図るとともに、地域経済の活性化につなげます。

【主な事項】

- ◆民間委託・民営化等の検討
- ◆PPP⁵/PFI 導入事業の検討と制度の活用

基本方針 イ) 持続可能な財政運営の推進

i) 歳入確保への取組

安定的な歳入の確保に努め、歳入に見合う行政運営で、収支バランスの取れた財政運営を推進します。負担の公平性の観点から市税の適正な賦課等と未収金の縮減を図るとともに、新たな自主財源の確保に取り組みます。

【主な事項】

- ◆市税等の収納率向上
- ◆納付の利便性の向上
- ◆新たな自主財源の確保
- ◆市有資産の有効活用

ii) 歳出削減への取組

効果や優先順位を踏まえた事業の選択と集中を行うほか、予算執行における「使いきり」という概念の払拭とコスト意識を徹底し、経費の縮減に取り組めます。

【主な事項】

- ◆ 公共施設の適正配置の推進
- ◆ 資産や債務の正確な把握と適切な管理に基づいた財務分析と財政運営
- ◆ 補助金、負担金等の見直し

基本方針 ウ) 効果的・効率的な行政運営の推進

i) 業務と職員数の最適化

成果（アウトカム）に基づく評価などにより事務事業の見直しを行い、優先順位付け、取捨選択を明確にするとともに、業務の遂行に当たっても、成果を重視した手法の見直し、改善を行い、更なる効率化、最適化に継続的に取り組めます。

また、部局横断で取り組むべき重要な政策課題に関しては、関係部局間の調整・連携を強化し、重複による無駄を排除するだけでなく、それぞれの強みを生かした総合力を発揮して、施策全体の相乗効果を高め、実効性のある事業展開を図ります。

【主な事項】

- ◆ P D C A⁶サイクルによる継続的な行政運営の改善
- ◆ 行政評価を活用した成果重視の事務執行
- ◆ 適正な職員数と配置

ii) I C T⁷の利活用

市政情報の迅速な提供や市民ニーズを踏まえた質の高い行政サービスを提供するため、時間や場所を問わず迅速に情報処理できる I C T の利活用や、行政手続きの電子化を推進します。

【主な事項】

- ◆ マイナンバーカードの活用
- ◆ インターネットによる申請・届出・予約等の推進
- ◆ オープンデータ⁸の推進及び活用の促進

基本方針 エ) 人材の育成と組織体制の整備

i) 職員の意識改革、能力向上

全体の奉仕者として市民の信頼に応える強い自覚と責任感を持ち、前例や固定観念にとらわれないチャレンジ精神に溢れ、これまで以上に経営感覚を持ち、スピード感のある対応が行えるよう職員一人ひとりの意識を高めます。

研修の機会、内容などを更に充実させるとともに、自己啓発の支援を強化し、政策形成力、コミュニケーション・表現力、組織管理能力など、職員一人ひとりの能力の向上を図ります。

【主な事項】

- ◆ 職員の法令順守意識の徹底とリスク管理体制の整備
- ◆ 現場重視（顔の見える関係づくり）
- ◆ 職員研修の充実

ii) 組織の活性化

組織目標を明確にし、その達成に向けて職員の能力が十分に発揮される組織風土の醸成を図るとともに、庁内部局間の連携が円滑に行えるよう、政策調整機能の充実や情報の共有化などに取り組みます。

【主な事項】

- ◆ 地域課題や市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる組織体制の見直し
- ◆ 多様な経験を持つ人材や専門分野に精通した人材の確保
- ◆ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- ◆ 女性職員の活躍推進や社会人経験者の職員採用推進

4 推進体制

全職員が行政改革大綱の理念を共有し一丸となり、取組の内容などを定めた工程表に基づき、行政改革の推進に取り組みます。

また、進捗状況については、広く公表していきます。

(1) 行政改革に対する意識の徹底

職員一人ひとりが行政改革の視点から日々の業務に当たり、スピード感を持ち改革に取り組むよう、人事評価、職員提案制度などを活用して、職員の行政改革に対する意識を高めます。

(2) 実施計画の策定と進捗管理

毎年度、行政改革の具体的な取組について、その目標（到達点）、内容、方法、スケジュール（工程表）などを定めた実施計画を作成します。

実施計画は、P D C Aサイクルにより進捗を管理します。また、「市民目線」、「市民協働」、「コスト意識」、「スピード感」及び「説明責任」という、5つの視点を含めて進捗管理を行っていくこととします。

内部組織の長野市行政改革推進委員会での点検はもとより、外部組織の長野市行政改革推進審議会での評価を実施し、実効性のある運用を行っていきます。

(3) 実施計画などの公表

実施計画の進捗状況、外部の評価者の意見など、行政改革の取組に関する情報を分かりやすい内容、方法で公表します。

※以下、財政推計、人口推計のグラフを挿入。

1 「P F I」

Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと。本市では、温湯温泉施設「湯～ぱれあ」に導入している。

2 「地方交付税」

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源を保障するための地方固有の財源。

3 「N P O」

Non Profit Organization（非営利組織）の略。市民が自発的に作ったボランティア団体や市民活動団体を含む民間非営利組織の総称。そのうち、特定非営利活動促進法により認証された組織をNPO法人という。

4 「アウトカム」

行政においては、その活動の結果として、市民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響のことを示す。行政の活動そのもの、また、それにより提供されたサービスの量、利用の結果などは「アウトプット」とされている。

5 「P P P」

Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略で、行政と民間が協力して公共サービスを効率的に運営する手法のことで、官民パートナーシップ、官民連携とも呼ばれている。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。

6 「P D C Aサイクル」

計画を実行し、その結果を検証した後、改善策や更なる次の施策に結び付け、その結果を次の計画にいかす継続的なプロセス、仕組みのこと。Plan(計画)・Do(実行)・Check(検証)・Act(改善)の頭文字を取り、このように呼ばれる。

7 「I C T」

Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

8 「オープンデータ」

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするものこと。